

浅井病院 訪問リハビリテーション 運営規定

第1条

(事業の目的)

要介護または要支援状態にある者（以下要介護者）に対し、適切な訪問または介護予防訪問リハビリテーション（以下訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 1、訪問リハビリテーション事業所においては、介護保険法その他の法令の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 2、事業所の従事者は利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図ると共に自立した生活の支援を行う。
- 3、訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第2条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

理学療法士4名、作業療法士2名は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション、連携を行う。

第3条（営業日及び営業時間）

営業日：月曜日～金曜日 営業時間：8:30～17:00

第4条（指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額）

訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、介護保険法に定める基準によるものとする。

交通費、キャンセル料の徴収は行わない。

交通機関を用いたリハビリテーションは利用者の実費負担となる。

上記以外の費用が必要となった場合には、利用者等と協議し同意の下徴収する。

第5条（通常の事業の実施地域）

東金市、山武市、九十九里町、大網白里市

第6条（虐待の防止のための措置に関する事項）

高齢者虐待防止対策マニュアルを基に毎月科内会議において利用者の虐待事例の確認や家族や主介護者の疲労などを聴取しながら防止に努める。

第7条（その他運営に関する重要事項）

この運営規定に定める事項の他、運営に関する重要事項については契約書の重要事項説明に基づくものとする。

令和6年4月1日改定